

インナー大会プレゼン部門 2016 専用企画シート

大学・学部・所属ゼミナール名（フリガナ）

フリガナ) タカサキケイザイダイガク	フリガナ) チイキセイサクガクブ	フリガナ) サトウキミシゼミナール
高崎経済大学	地域政策学部	佐藤公俊ゼミナール

チーム名（フリガナ）	代表者名（フリガナ）	チーム人数 （代表者含む）	PPT 動画 （有・無）
フリガナ) チームケー	フリガナ) オカザワミュナ	4 人	無
チーム K	岡澤実佑奈		

研究テーマ（発表タイトル）

第 3 号被保険者制度を考える

1. 研究概要（目的・狙いなど）

日本の公的年金制度の被保険者区分である「第 3 号被保険者制度」は、被保険者間の保険料負担の格差を生み出し、制度自体にも不自然な点が存在する。これらの問題点があるにもかかわらず、1986 年の制度導入から今日まで第 3 号被保険者制度は大きな改正が行われることなく続いてきたのはなぜか。本研究では国民側、政府側の 2 つの視点から分析を行う。その上で、第 3 号被保険者制度がこれからどうあるべきかを考察し、政策提言を行う。

2. 研究テーマの現状分析（歴史的背景、マーケット環境など）

第 3 号被保険者制度に対しては、さまざまな不自然な点が指摘されている。それらの議論は以下のようにまとめることができる。

- ① すべての女性の年金権確立を目指して導入された経緯があるが、制度導入以前も第 3 号に相当する人の約 7 割（750 万人）は任意で国民年金に加入しており、したがって負担能力もあった。
- ② 扶養者である夫が高収入であるほど第 3 号被保険者となる人が多い。
- ③ 第 3 号被保険者制度導入以前から、片働き世帯は減少し、共働き世帯は増加している。
- ④ ①～③であるにもかかわらず、第 3 号被保険者が年金保険料を負担しない制度が 1986 年から始まり今日まで続いている。このように現状を分析するならば、第 3 号被保険者制度は本当に導入されるべきであったのか疑問である。

3. 研究テーマの課題

第 3 号被保険者制度は、有識者によって多くの問題点や必然性が指摘され、多くの議論がなされてはいるが、見直されずにいる。私達の課題は、これほどまでに問題点が明らかな制度がなぜ見直されることなく存続しているのか、という点に関して解明し、その要因にアプローチして合理的な年金制度の構築と運用に有効な提案をすることである。また、私達はこの課題について、「国民視点」と「政府視点」という観点から分析した。

まずは「国民視点」からの分析である。まず、この観点から指摘できることは 3 つある。第一に「年金に関する教育機会の少なさ」である。現在、学校教育で年金教育はほとんどなく、国民は年金制度を学ぶ機会がとても少ない。第二に「年金への関心度の低さ」である。政府が行った年金に関する世論調査をみると、若い世代を筆頭に年金に無関心な人が多い。第三に「第 3 号被保険者制度に関する報道の少なさ」である。第 3 号被保険者については、ほとんど報道がなされていないため国民の認識が薄いことが考えられる。これらのことから第 3 号被保険者制度は当事者以外、制度の仕組みを知る機会はほとんどない。

以上の 3 点から、私達は以下の図式を導き出した。第 2 号被保険者は年金に対して無知・無関心、さらに報道も少ないこと

から実際に第3号被保険者の保険料を負担していることを知らない。また、知る機会が無い。対して第3号被保険者は、制度によって年金を負担しなくて良いという恩恵を受けているため制度の存続を望む。制度により負担を強いられている側はその事実を知らず、恩恵を受けている側に利益がもたらされる。この両者の奇妙なバランスこそが、第3号被保険者制度が持続し続ける原因ではないか。

次に「政府視点」からの分析である。現在政府は逼迫する厚生年金の財政を立て直すため、そして女性の社会進出を加速させるために第3号被保険者制度の見直しを目指している。しかし、第3号被保険者制度は30年にわたって運営されてきた制度であるため既得権益ともからみ、様々な立場の人を考慮すると改正案がとて複雑化する。有識者の間でも見解が分かれ具体的な制度改正にむけて踏み切れない。

以上のように、私達は国民と政府のそれぞれの立場や現状、さまざまな都合が第3号被保険者制度を今日まで持続させた原因であると分析し、課題点として挙げる。

4. 課題解決策（新たなビジネスモデル・理論など）

私達は第3号被保険者制度の課題を踏まえ、「年金教育の拡充」と「第3号被保険者制度の廃止」を解決策として挙げる。年金教育の拡充とは、学校教育における体系的な年金制度の学習である。現在、日本には年金教育がほとんどなく、個人の努力で年金知識を身につける他ない。年金制度への無知は、将来の制度活用や制度のあり方に大きく影響する。新たに年金教育をカリキュラムに組み込むことで、第3号被保険者制度をはじめとする年金問題の解決を目指す。

さらに、第3号被保険者制度を廃止することを提案する。その場合、第3号被保険者となっていた人達は第1号被保険者とし、第1号被保険者と同様に保険料を負担することとする。この提案の理由は、

- ① 第3号被保険者にあたる人が新たに保険料を負担することで、被保険者間の保険料負担の格差を是正すること。
- ② 現状分析であげた4つの不自然な点を解消すること。
- ③ 第3号被保険者制度導入以前と同じような形にするといったよりシンプルな改正を目指すこと。

以上3点である。この改正案によって、より整合性のある年金制度が実現すると考える。

5. 研究・活動内容（アンケート調査、商品開発など）

基本的には2つの柱で研究を進めた。一つは制度分析である。これについては文献（年金に関する書物、第3号被保険者制度に関する論文等）、文献以外の資料（厚生労働省のウェブサイトなど）を徹底的に参照することにより、必要な情報を過不足なく収集することに努めた。

もう一つは報道量に関する調査である。朝日新聞と日経新聞を中心に第3号被保険者制度についての記載がある記事がどれだけなされているか調査を行った。調査期間は平成26年8月31日から平成28年8月31日の2年間である。

6. 結果や今後の取り組み

今回の分析では、国民視点からみても政府視点からみても、第3号被保険者制度という制度は合理的に存続してしまうことがわかった。しかしながら、私達はこの制度が日本の公的年金制度にとって必要だと考えるが存在価値があると確信を持つことが出来ない。それにより負担を強いられている人達が存在している限り被保険者間の保険料負担の格差を生み出している状況は、持続可能な年金システムの構築の観点からも改善されなければならない。そのためにも今後は私達の提案の1つである「年金教育の拡充」を導入するために大規模なアンケート調査を実施し、年金教育によりもたらされる効果を実証したい。このことによって提案の有効性を高めることが出来る。このことが本研究の次の取り組みとなる。

また、第3号被保険者には出産や子育てなどのやむを得ない事情により年金を支払うことが出来ない人達が存在する。今後は制度を廃止した場合に、それらの人達へどのような配慮をすべきかについて研究したい。

7. 参考文献

<論文等>

- ・稲垣誠一(2016)「第3号被保険者制度廃止の財政的影響と貧困率の将来見通し」『日本年金学会誌』, pp.30-35.
- ・大西秀典(2012)「国民年金第3号被保険者制度創設の必然性」『尾道市立大学経済情報論集』, pp.105-122.
- ・大西秀典(2015)「国民年金第3号被保険者制度見直しの論点」『尾道市立大学経済情報論集』, pp.17-28.
- ・倉田賀世(2010)「3号被保険者制度廃止・縮小論の再検討」『日本労働研究雑誌』, pp.44-53.

- ・駒村康平(2001)「女性と年金改革 – 柔軟で整合性のある制度設計を –」『週刊社会保障』,pp.24-27.
- ・佐々木一郎(2012)「年金加入行動と年金教育」『生命保険論集』,pp.77-91.
- ・塩田咲子(2012)「国民年金第3号被保険者制度の廃止について」『地域政策研究 14(4)』,pp.77-86.
- ・女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(2001)「第三号の保険料負担の考え方を提示 女性と年金検討会の議論」『週刊社会保障 2156』,pp.6-9.
- ・鈴江一恵(2008)「女性と年金問題に関する一考察—【第1号被保険者】に焦点をあてて—」『高松大学 51』,pp. 65-87.
- ・袖井孝子(2002)「主婦の年金」『週刊社会保障 2173』,pp.48-49.
- ・高山憲之(2015)「専業主婦世帯は共働き世帯より経済的に恵まれているか」(公財年金シニアプラン総合研究機構)
- ・高山憲之(2015)「パネルデータからみた第3号被保険者の実態」『年金研究 1』, pp.3-31.
- ・堀勝洋(1996)「女性と年金」『季刊社会保障研究』,pp.353-367.
- ・読売新聞(2014)「年金の『第3号被保険者』制度 『専業主婦を優遇』批判」
<ウェブサイト・資料>
- ・厚生労働省「厚生年金保険・国民年金保険事業の概況」各年度版
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808_1.html(最終確認日 2016年9月27日)
- ・厚生労働省「平成26年度 厚生年金国民年金の収支決算の概要」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000093367.html>(最終確認日 2016年9月5日)
- ・厚生労働省「平成25年公的年金加入状況等調査」 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/25pr-gaiyou.pdf> (最終確認日 2016年9月27日)
- ・社会保険庁「事業年報」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/>
(最終確認日 2016年9月27日)
- ・社会保障審議会年金部会 平成20年11月27日
「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理 – 年金制度の将来的な見直しに向けて –」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/11/dl/s1127-9a.pdf>(最終確認日 2016年9月27日)
- ・社会保障の正確な理解についての1つのケーススタディ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000026q7i-att/2r98520000026qbu.pdf> (最終確認日 2016年9月27日)
- ・社会保障の教育推進に関する検討会報告書(案) ~生徒たちが社会保障を正しく理解するために~
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051573.html>(最終確認日 2016年9月16日)
- ・女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会平成13年12月「報告書~女性自身の貢献がみ
のる年金制度~」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-3.html>(最終確認日 2016年9月27日)
- ・鈴木亘「年金財政の現状と現実的な抜本的年金改革」自民党・年金制度を抜本的に考える会
<http://www.taro.org/nenkinbenkyokai.pdf>(最終確認日 2016年9月12日)
- ・世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関するインターネット調査」 http://takayama-online.net/pie/stage3/Japanese/d_p/dp2015/dp653.pdf (最終確認日 2016年9月27日)
- ・総務省統計局「国勢調査報告」 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521>
(最終確認日 2016年9月27日)
- ・総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査」各年度版 <http://www.stat.go.jp/data/routoku/>
(最終確認日 2016年9月27日)
- ・第3回社会保障審議会年金部会「第3号被保険者制度の見直しについて」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001q0wz.html> (最終確認日 2016年9月27日)
- ・内閣府大臣官房政府広報室「世論調査報告書平成15年2月調査」
<http://survey.gov-online.go.jp/h14/h14-kouteki/index.html> (最終確認日 2016年9月27日)
- ・日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp> (最終確認日 2016年9月27日)